

上田市深夜営業騒音に関する規制に係る立入検査を行う職員の 携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則

平成18年 3 月 6 日

規則第107号

公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号。以下「県条例」という。）及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の規定に基づき、県条例第55条第1項に規定する立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成18年 3 月 6 日から施行する。

別記様式（表）

第		号	
公害の防止に関する条例第55条第2項の規定による身分証明書			
所 属			
職 名			
氏 名			
年		月	日交付
上田市長			印

120mm

80mm

（裏）

公害の防止に関する条例抜粋	
第55条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者に対し、その施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設等の場所に立ち入り、必要な施設、書類等の検査をさせることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
第58条	
5 第55条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。	